

家計改善支援事業従事者研修資料

生活保護受給者向け
家計改善支援事業について

厚生労働省 社会・援護局保護課 保護事業室
自立支援・就労支援係 泉 雄祐

I 生活保護受給者向け家計改善支援事業の制度概要

1. 家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援

(2. 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援)

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について①【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
＜一部改正（平成31年3月29日社援保発0329第4号）＞

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
 - 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。
- ※ これまで、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
- （具体例）
- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
 - ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
 - ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
 - ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
 - ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 相談支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

自立支援プログラムの概要

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保証（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

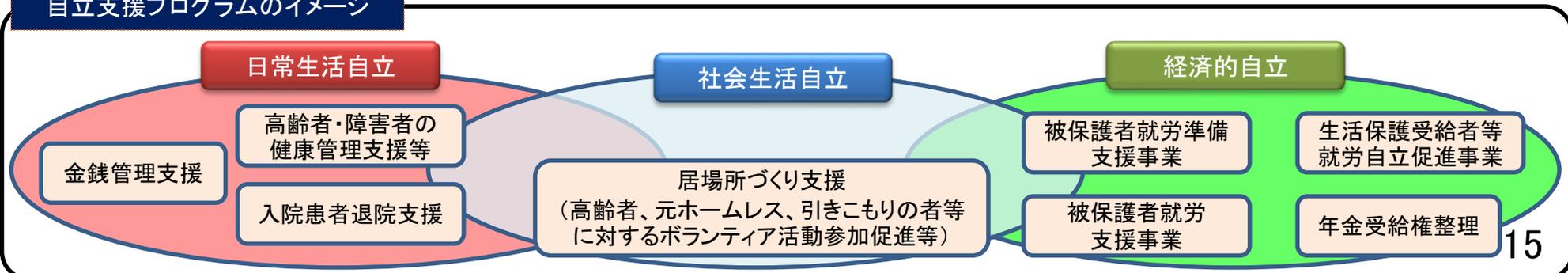
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ



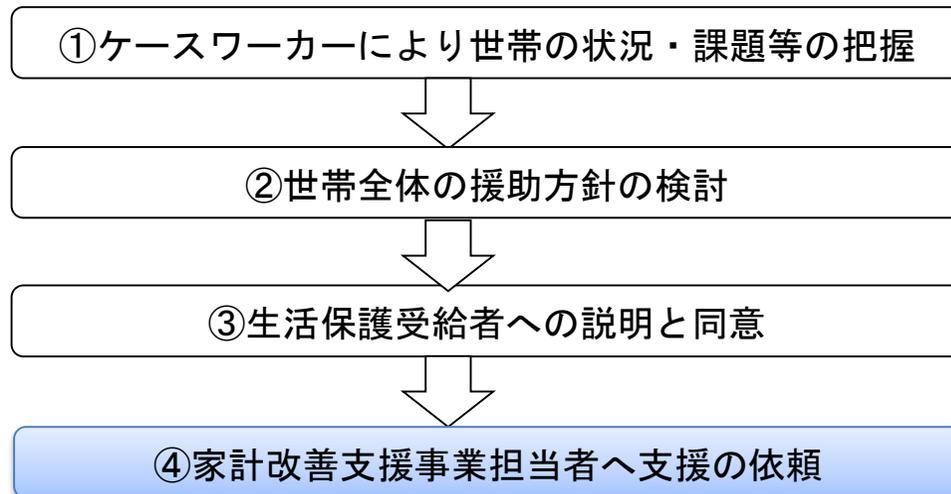
主な対象者

○家計に関する課題を抱えており、家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

○ 利用対象者の選定については、各自治体の実施方法によるが、下記の流れを想定



※ 福祉事務所(担当ケースワーカー)と、家計改善支援事業者の関係は、基本的には生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と、家計改善支援事業者との同様。生活保護受給者の生活全体の課題の把握や援助方針は担当ケースワーカーが中心となり、就労支援担当や家計改善支援担当など各部門の支援担当は、担当ケースワーカーや他の関係機関と連携を図りつつ、それぞれの専門分野に応じた支援を中心に担当。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について③ 【支援の流れ】

【対象者の選定（例）】

- ① 担当ケースワーカーが家計改善支援の対象者を選定
- ② 担当ケースワーカーと生活保護受給者本人が面談し、自立支援プログラムとして事業を利用

家計改善支援事業の事業内容

(1) 相談受付（インテーク）

相談受付・申込書の記入

(2) アセスメント

- ①相談時家計表
- ②インテーク・アセスメントシートの活用

(3) 家計再生プラン（家計支援計画）の策定

「家計計画表」、「キャッシュフロー表」の作成

(4) 支援の提供

- ①家計管理に関する支援
- ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③債務整理に関する支援
- ④貸付のあっせん

(5) モニタリング

(6) プラン評価

- ・相談支援の流れは生活困窮者家計改善支援事業と同様。
- ・生活保護制度は、経済的給付を行う制度であることから、生活保護を受給する場合の要件や生活保護受給者が果たすべき義務等が規定されている。生活保護受給者の支援を行う際には、生活保護制度の特有の事項を踏まえた上で、対応することが求められる。

- 生活保護の対象となる世帯の要件は？
- 生活保護世帯が受給できる保護費はどのぐらいか？
- 生活保護費以外の収入があった場合はどうなるのか？
（働いたら保護費が減るだけで損になる？）
- 生活保護受給中に貯蓄ができるのか？
- 生活保護受給中に借金ができるのか？

生活保護制度

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

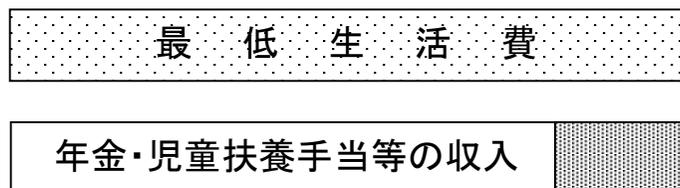
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援
- ・健康管理や家計管理に関する支援

生活保護の要件等（法4条）

基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

資産の活用

・ 土地・家屋は、原則売却

（ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認）

・ 自動車については、原則売却

（ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認）

・ 預貯金は、原則収入認定

（ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の5割は保有を容認）

・ 年金、児童扶養手当等

本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要

能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

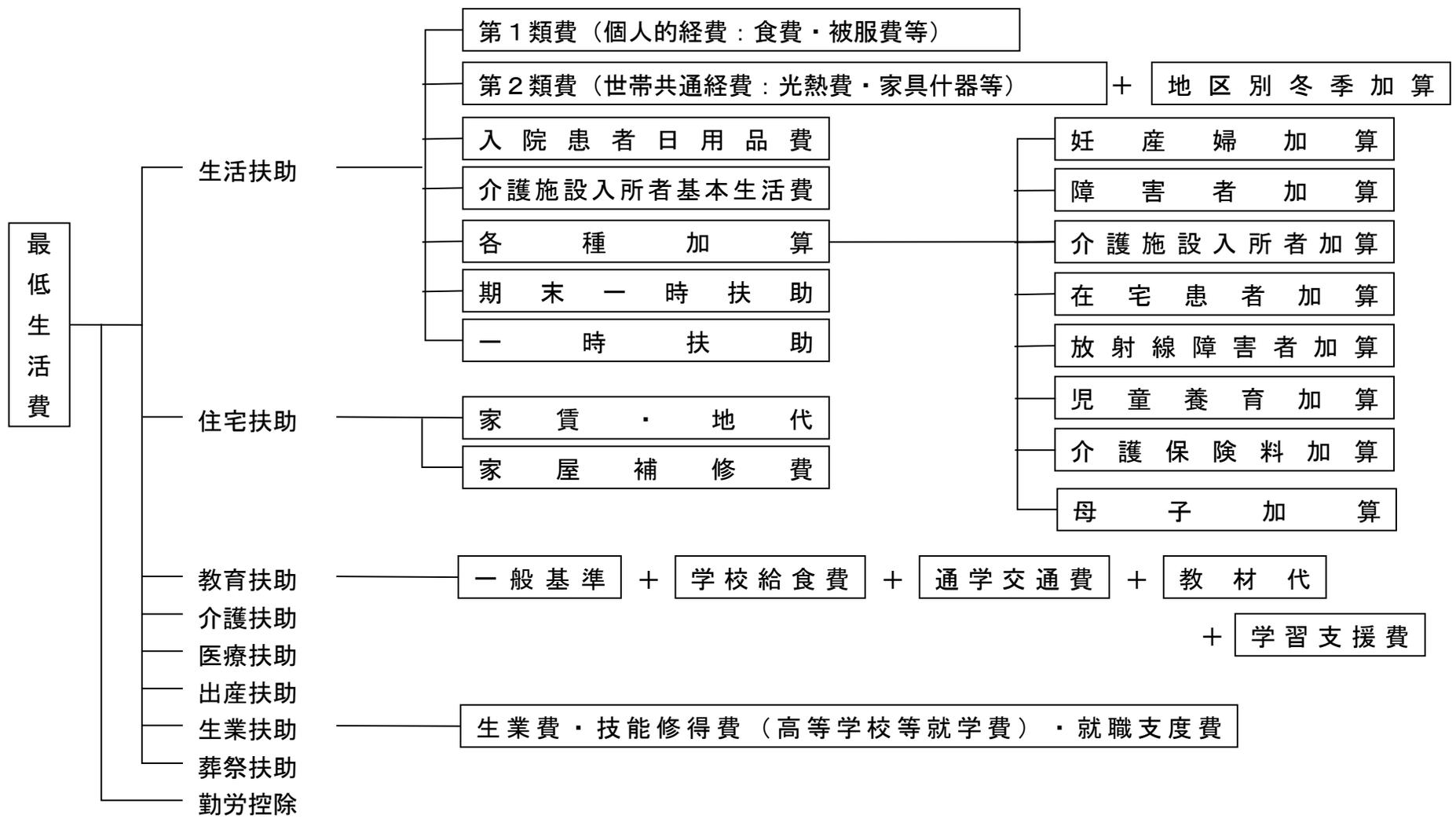
扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護の種類と内容

生活保護は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助 《法12条, 31条》	○基準額は、 〈1類費〉食費等の個人的費用 〈2類費〉光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出 ○11月から3月までは 地域区分に応じて冬季加算を支給 ○障害者や有子世帯への加算（母子加算等）など各種加算を支給 ○臨時的な需要にも対応（一時扶助）
アパート等の家賃	住宅扶助 《法14条, 33条》	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために 必要な学用品費	教育扶助 《法13条, 32条》	学用品費として一定額支給し、給食費,教材代等について実費支給
医療サービスの費用	医療扶助 《法15条, 34条》	[現物給付] 本人負担なし（10割分を医療機関に支払い）
介護サービスの費用	介護扶助 《法15条の2, 34条の2》	[現物給付] 本人負担なし （1割負担分を介護事業者へ支払。保険料は生活扶助で支給。）
出産費用	出産扶助 《法16条, 35条》	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる 費用（高等学校等の就学費用を含む）	生業扶助 《法17条, 36条》	授業料や資格検定費用等について上限を定めた上で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助 《法18条, 37条》	上限を定めた上で実費を支給

最低生活保障水準(月額)の具体的事例 (令和元年10月)

○3人世帯(夫婦子1人)【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	158,210	152,820	147,270	145,920	139,710	135,830
住宅扶助	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	228,010	196,820	203,270	191,920	181,710	177,830

○母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	189,580	184,380	176,960	175,980	168,380	164,670
住宅扶助	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	259,380	228,380	232,960	221,980	210,380	206,670

○高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	78,230	74,880	70,730	70,170	67,180	65,270
住宅扶助	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	131,930	108,880	113,730	105,170	99,180	97,270

○高齢者夫婦世帯【68歳、65歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	120,240	115,830	111,210	110,370	105,490	102,430
住宅扶助	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	184,240	156,830	163,210	152,370	143,490	140,430

注1 生活扶助の額には、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:福山市、2級地-1:熊谷市、2級地-2:荒尾市、3級地-1:柳川市、3級地-2:さぬき市とした場合の27年7月以降の上限額の例である。

(参考) 生活保護基準見直し後の具体例(見直し前～3か年の段階的施行終了後)

夫婦子1人世帯

【30代夫婦、子(3～5歳)】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.0	15.6	-2.3%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
合計	23.0	22.6	-1.6%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	13.2	13.8	4.5%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
合計	17.0	17.6	3.5%

夫婦子2人世帯

【40代夫婦、中学生、小学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	20.7	19.8	-4.5%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
教育扶助	1.4	1.4	1.5%
合計	29.1	28.1	-3.1%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.6	16.1	-3.3%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
教育扶助	1.4	1.4	1.5%
合計	21.8	21.2	-2.4%

母子世帯(子1人)【母親(30代)、小学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	14.9	15.0	0.8%
住宅扶助(上限額)	6.4	6.4	0.0%
教育扶助	0.5	0.4	-19.4%
合計	21.8	21.8	0.1%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	12.4	13.2	6.9%
住宅扶助(上限額)	3.5	3.5	0.0%
教育扶助	0.5	0.4	-19.4%
合計	16.4	17.1	4.7%

母子世帯(子2人)【母(40代)、高校生、中学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	19.9	20.0	0.7%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
教育扶助等	1.9	2.2	13.8%
合計	28.8	29.2	1.4%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.0	16.9	5.8%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
教育扶助等	1.9	2.2	13.8%
合計	21.8	22.9	5.5%

高齢者単身世帯【65歳】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	8.1	7.7	-4.9%
住宅扶助(上限額)	5.4	5.4	0.0%
合計	13.5	13.1	-3.0%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	6.6	6.5	-0.3%
住宅扶助(上限額)	2.9	2.9	0.0%
合計	9.5	9.4	-0.2%

高齢者夫婦世帯【65歳夫婦】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	12.1	12.0	-0.8%
住宅扶助(上限額)	6.4	6.4	0.0%
合計	18.5	18.4	-0.5%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	9.8	10.5	7.2%
住宅扶助(上限額)	3.5	3.5	0.0%
合計	13.3	14.0	5.3%

※ 生活扶助には、冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む。教育扶助及び高等学校等就学費には基本額及び学習支援費の年額上限額を月額換算した額を計上している。(このほか、入学準備金、教材代等の購入費(実費)が支給される。)

※ このほか、医療扶助、介護扶助が現物給付されるほか、臨時的経費等に対応する給付が支給される。

※ 「現行」とは、平成30年10月からの見直し以前の基準額である。なお、上記の基準額には、令和元年10月の消費税引き上げに伴う見直し分は含まれていない。

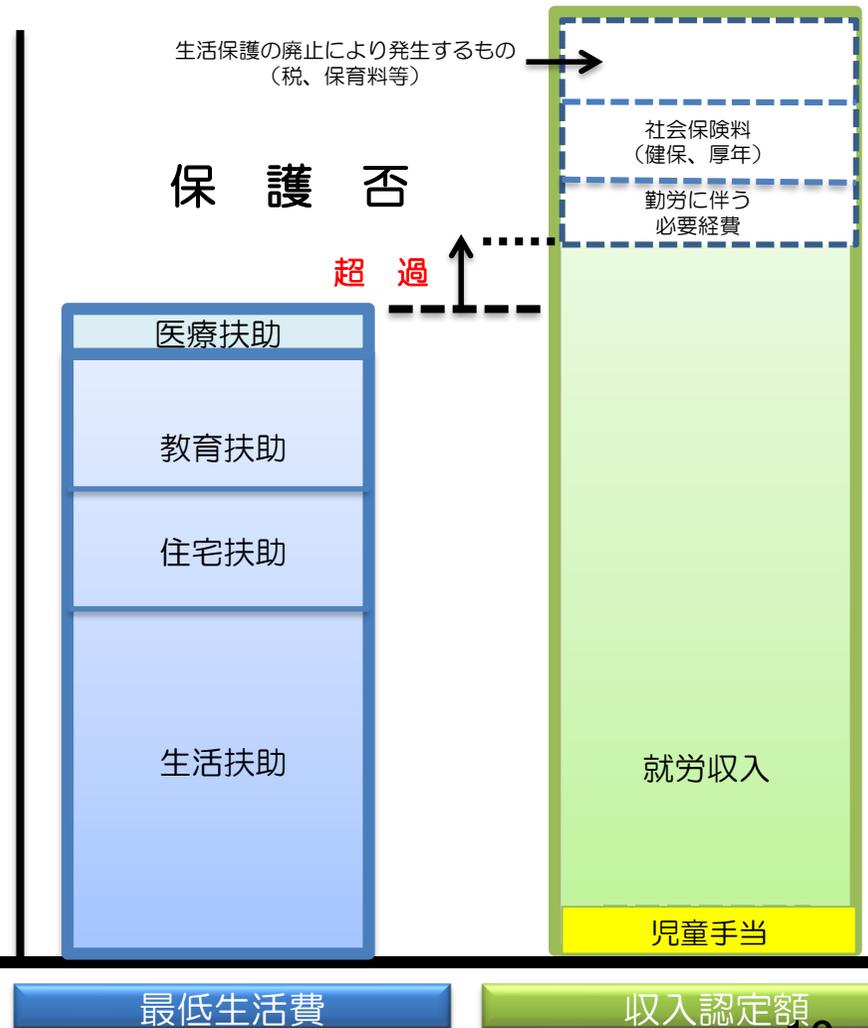
生活保護の要否判定・保護の程度（支給額）の決定

- 生活保護費は、世帯全体の収入が最低生活費に足りないときにその不足分だけが支給されます。収入が生活保護基準を超えると、生活保護の支給対象とはなりません。
- その際の収入額については、実際の収入額から必要経費や基礎控除を除いて算定（収入認定）します。

保 護 要



保 護 否



収入認定について

基本的な考え方

- 生活保護受給世帯の収入については、原則として、最低生活の維持にあて得る金品は原則として全て収入として認定します。
- 保護受給中に収入があれば毎月申告をしてもらい、その都度、収入額と最低生活費(生活保護基準)と比べて、生活保護費を決定します。
- 世帯のすべての方にどのような収入があった場合でも、また、収入が少額であった場合でも必ず担当ケースワーカーに申告をする必要があります。

収入の例

(1)就労に伴う収入	給与・日雇・内職・事業により得た収入など
(2)就労に伴わない収入	恩給・年金・年金基金・手当・仕送り・贈与・財産収入など
(3)その他の収入	動産または不動産の処分による収入・保険金または解約返戻金等

なお、就労に伴う収入については、必要経費(交通費・社会保険料及び仕入れ代金など)を除くほか収入金額に応じて勤労控除が認められています。

収入として認定しないもの

- ただし、収入として認定してしまうと、自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当で無い場合は収入として認定しないこととしています。(収入認定除外)

【例】 ・冠婚葬祭の祝儀香典、歳末たすけあいなど社会事業団体からの慈善的経費
・戦没者等への弔慰金や、特定の障害等への慰謝激励等の費用
・自立更生のために使われるもの(自立更生を目的とした恵与金や貸与金、災害等の補償金や見舞金、高校生のアルバイト収入のうち就学等の経費に充てられるもの)

勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

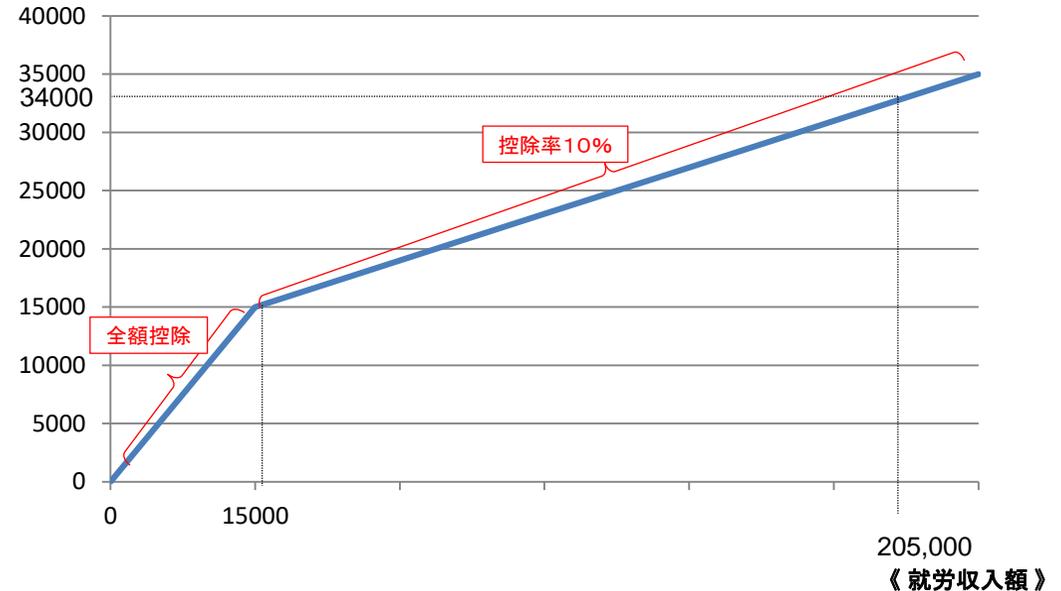
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

《控除額》



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 10,700円(就労から6ヶ月間のみ)

3. 未成年者控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,600円

生活保護受給者の家計等に関する取扱い

預貯金の取扱い

【保護開始時の取扱い】（課長通知第10の10-2）

○当該世帯の**最低生活費の5割分は保有を容認**。

（例：最低生活費が10万円の世帯で、保護の申請時に9万円の預貯金があった場合、5万円は保有を容認。4万円分は収入認定され、初回の保護費の支給額は6万円となる）

【保護受給中に判明した場合の取扱い】（課長通知第3の18）

○保護の開始時に保有していたものでないか、不正な手段（収入の未申告など）で蓄えられたものではないことを確認する。

○当該預貯金等がすでに支給された保護費によって生じたものであれば、**その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産にはあたらないものとして、保有が容認される。**

（保有の認められない物品の購入など使用目的は生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合は、最低生活の維持のために活用すべき資産としてみなさざるを得ない旨を被保護者に説明。状況に応じて収入認定等を実施。）

貸付金の取扱い

○貸付金のうち**被保護世帯の自立更生のためにあてられる額**については収入認定しない。（次官通知第8-3-(3)）

○上記の**貸付資金のうち収入認定しないものは、次のいずれかに該当し、かつ、保護の実施機関の事前の承認のあるものである**、現実^に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限られる。（局長通知第8-2-(3)）

- ・ 事業の開始（継続）や就労及び技能修得のための貸付資金
- ・ 高等学校等への就学資金
- ・ 利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金 など

○また、貸付金のうち、被保護世帯の自立更生に当てられる額の**償還金については、その他の必要経費として収入から控除することができる**。（次官通知第8-3-(5)）

※ 上記以外の貸付金については収入認定除外とならず、仮に借り入れをした場合は収入として認定することとなる。
（支給される保護費はその分減額される。）

また、借入金の返還についても、必要経費としては認められない。

生活保護受給者の義務

生活上の義務

【生活保護法第60条】

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

申告の義務

【生活保護法第61条】

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に移動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

指示等に従う義務

【生活保護法第62条】

被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

費用返還義務

【生活保護法第63条】

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について④【留意事項】

生活保護制度の主旨等を踏まえた支援、対応

- キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等については、それらを活用し、本人が自ら家計管理していく能力を身につけられるように支援を行い、必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。
- 生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認することとしているので、使用目的等を予め調整すること。（使用目的等をもった預貯金についてはそれを支援すること。）
- 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告する。（担当ケースワーカーとも相談した上で、その活用が図られるよう支援すること。）
- 貸付金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる場合には、収入として認定せず、その償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合がある。（一方、それ以外の単なる借金は認められないため、貸付利用を検討する際は担当ケースワーカーに相談すること。）

福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

- 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図る。
 - ・本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針や家計再生プランの内容などを共有。
 - ・福祉事務所は個人情報取り扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供。
 - ・支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席。
 - ・就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

保護廃止後も継続した支援

- 被保護者家計改善支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き支援を受けることが望ましい。

2. 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への 家計改善支援

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援①【制度概要】

基本的主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計改善支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※ 高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

支援内容

- 希望する進路への進学に要する費用の相談、助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介 等

大学等の進学に伴う「世帯分離」の取扱い

- 生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであり、生活保護世帯の子どもの大学等進学について、生活保護を受給しない低所得世帯（生活困窮世帯）の子どもたちとのバランスを考慮する必要があることから、生活保護世帯の子どもが大学等に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外（※）としている。
※ 同一世帯に属していても形式的に生活保護世帯の生計からその子どもを別にする取扱い（世帯分離）としている。
- この世帯分離によって、大学等に進学する子は、アルバイトや奨学金等で学費や生活費を自ら賄う必要が生じるが、その子ども以外の世帯員については生活保護の受給対象とすることにより、同居しながら大学等に進学ができることとしている。

<参考> 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(平成29年12月15日) 抜粋

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

(2) 生活保護世帯の子どもの大学等への進学について

- 生活保護を受給する世帯の子どもについては、大学等(夜間大学等を除く。)に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外としている。そうした中で、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、33.1%(平成28年4月)となっており、全世帯の進学率73.2%と比較して著しく低い状況にある。
- 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、生活保護受給世帯であることが進学の阻害要因とならないようにし、大学等への進学を支援していくことが重要である。
- 我が国においては、大学等への進学が既に一般化していると考えられるとして、大学等に進学する子どもについて生活保護の対象から外す、いわゆる「世帯分離」を行うべきではなく、アルバイト収入等を学費等の経費に充てた上で、生活保護を受給しながら大学等に進学すること(世帯内就学)を認めるべきとの意見があった。
- 他方で、給付型奨学金の拡充や社会人の学び直しの支援など大学等の役割が議論されている中で、大学等進学後の教育費・生活費は生活保護制度に限らず、国全体として支えていくべき課題であるとの意見や、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉え、多様な選択肢を確保するという観点で考えるべきとの意見、大学等に進学しない子どもや生活保護世帯以外の低所得世帯の子どもとのバランスを考慮する必要があるとの意見もあった。
- また、世帯分離という現行の取扱いについては、大学等に進学する際、生活保護費(特に住宅扶助費)が一人分減額されることが、子どもの進学意欲を削いでいるとの指摘がある。また、奨学金や学費免除など一般施策において学費等を支援する仕組みがあるものの、生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情もある。
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、給付型奨学金の拡充等の一般施策の動向も踏まえ、就労か大学進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直すべきである。
- また、大学等進学時の支援だけでなく、中学、高校在学中における進路等についての様々な相談先の確保や、中学、高校生活のために給付される扶助費の範囲なども含めて総合的に支援することを検討すべきである。
- さらに、生活保護受給世帯の子どもが大学等への進学を目指す際などに、家計改善支援を活用する機会を設けるべきである。

- (1) 希望する進路の把握
希望する進路について、担当ケースワーカーと連携し把握に努める
- (2) 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言
 - ・希望する大学等に進学する場合に必要な入学料や授業料、通学に要する経費等の概算を示す
 - ・恵与金やアルバイト収入等の収入認定除外など生活保護制度における進学資金の準備方法について助言
 - ・自宅外から通学することを検討している場合、転居費用や転居後の生活費用等についても概算を示す
- (3) 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等
 - ・大学等への進学に向け、奨学金や貸付制度について、利用可能な制度を案内する
 - ・貸付型の奨学金や貸付金を利用する場合には、将来的な返済額を見据えた利用額を助言する
 - ・必要に応じて申請の支援を行う。
- (4) 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明等
 - ・ケースワーカーと連携し、子どもが大学等に進学することによる生活保護費に変更について説明を行う。

生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもへの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもへの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

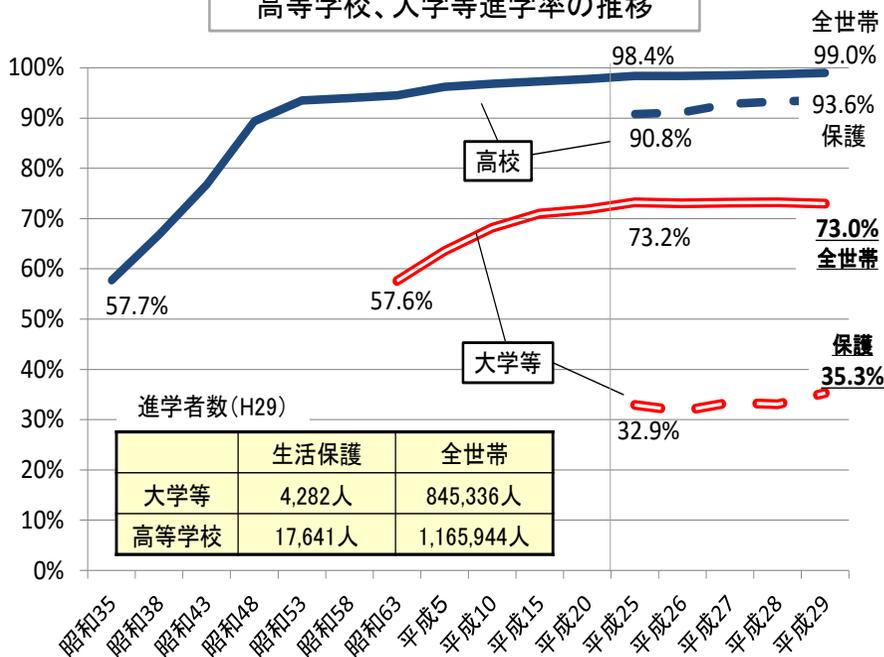
大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考) 大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。

高等学校、大学等進学率の推移



東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における 第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※従来から対象に含まれていたものを明確化するもの	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用 等(H28.7～) ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※同左	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 ・大学等の受験に必要な費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※同左

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】 *政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 ((令和2年度の在学学生 (既入学者も含む) から対象))
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額 (試算) 約7,600億円
 (国：約7,100億円 地方：約500億円)
 ※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

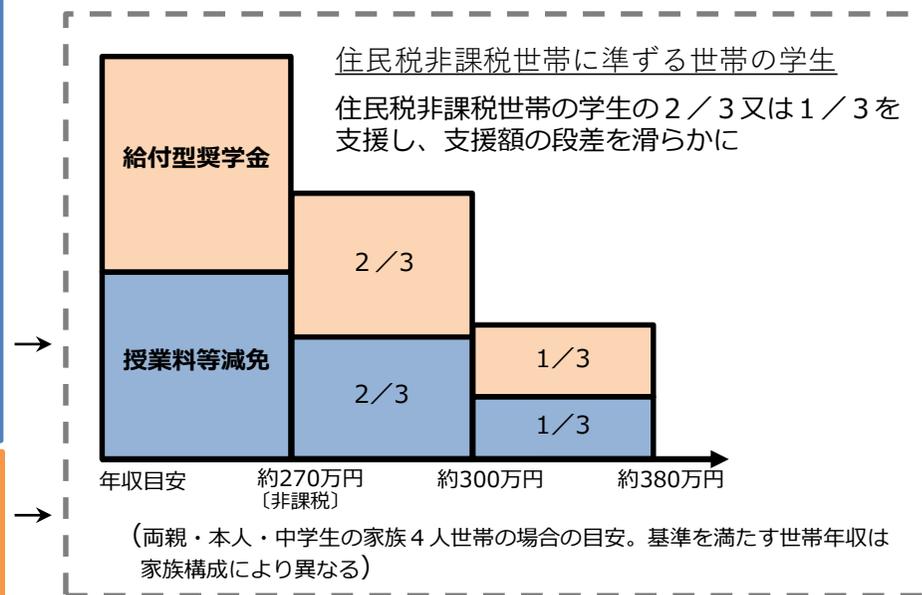
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】
 ※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。【第7条】
 （参考）支援の対象となるための要件（省令で規定）
 - ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
 - ・外部人材の理事への複数任命
 - ・適正な成績管理の実施・公表
 - ・法令に則った財務・経営情報の開示
 - ・経営に問題のある大学等でないこと
- (4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】
- (3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- 令和2年4月1日を予定。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

進学資金シミュレーターの概要

高等教育機関への進学を考えている生徒及びその保護者が、進学に当たっての資金計画を立てる際に、ウェブサイト上で自身の世帯の家計に関する情報等を入力することにより、①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツールを日本学生支援機構から提供。(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

● 進学資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」の場合）



トップ画面



選択画面

利用したいシミュレーションを選択する。



入力画面

収入額等に関する情報を入力する。



結果表示画面

支援される金額等が表示される。

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方向け）

新たな修学支援の法律の成立に伴い2019年5月から公開
生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する**簡易な情報を入力**することによって、世帯の**年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるか**が示される。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

生計維持者、**収入額**、世帯構成、進学希望先等に関する**詳細な情報を入力**することによって、**支給の可否やその条件に応じた支給月額**が示される。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報を入力することにより、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額が示される。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、**進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断**するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金（有利子奨学金・無利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することに**16**なるかを試算することができる。

Ⅱ 生活保護受給者向け家計改善支援事業の実施例

生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査研究委員会報告 (グリーンコープ生活協同組合連合会)

【研究の概要】

平成30年度社会福祉推進事業「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査・研究事業」における調査研究の一部であり、生活保護受給世帯に対する家計改善支援事業の支援方法に関する調査研究を行うもの

【研究の目的】

生活保護世帯に対して、家計改善支援員が支援を実施することで、どのような効果を生み出すかを、平成30年4月に被保護者家計相談支援事業を始めている2つの自治体の協力を得て、検証することを目的とする。あわせて、生活保護世帯に対する家計改善支援事業を実施する上での課題や今後のあり方についても、検討していく

【研究の方法】

家計改善支援員(グリーンコープ所属)による家計改善支援事業のモデル実施
(2自治体において、4世帯ずつ、計8世帯に対する支援を実施)

事例 1

- 相談者: 単身世帯(50代男性)
- 支援概要: 就労が難しく今後保護費の範囲で生活しなければならない。家計方針の提案(毎月3000円を目標に貯めること)
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・自分のことを言いたがらない本人から、よくここまでこまかに聴き取りされたと思う。
 - ・本世帯は、初回面談で終了。本人がそれ以上希望しなかった。

事例 2

- 相談者: 5人世帯(40代夫婦・子3人 小中高に進学予定)
- 支援概要: 3人の子の進学費用。給与等は夫が消費。
 - 妻管理の口座増設。家計の状況の理解を促し、お金の使い方提案(紙芝居の作成)、学習支援の勧め。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・この事業を活用していなかったら、ケースワーカーから「大丈夫なんですか」としか言っていなかった。最後の段階で確認し、入学は決まったがお金が足りないという状況になっていたかもしれない。
 - ・家計に入り込んでもう一歩というところは、ケースワーカーには難しい。支援員と連携して踏み込む支援ができた。
 - ・支援員から「今が勉強する時だよ」と伝えてもらい、実際に学習支援に参加するようになった。

事例 3

- 相談者: 母子世帯(子ども2人 高校生・保育園)
- 支援概要: 長女の大学進学費用。世帯分離後の生活の見通し。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・アルバイトと学業両立させてとても頑張っていた。
 - ・費用が100万円超えたことに驚いた。大学進学を目指す子どもは計画的に貯めていかないと大変である。
 - ・長期の計画で応援しないと「自分は本当に大学に行っているのか」と不安をもち、家族も応援できないのではないか。
 - ・家計改善支援事業が、未来を支援できる制度であることを実感した。

事例 4

- 相談者:単身世帯(70代男性)
- 支援概要:家計のやりくりのコツを教えてもらいたいと本人が希望
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・(ケースワーカーから見ると)特に問題がある訳ではなく、これまでお金が足りないと相談したこともない。実際に相談が入ってみると、野良猫の世話を優先して、月末は自分自身の食事ができないような状況であった。
 - ・1円単位で見て買い物をするようになった結果、月末に7000円残った。
 - ・気づいてくれる人がいない世帯。ケースワーカーに連絡が入る頃には重篤な状態になっている恐れのあるケースでは。
 - ・家計改善支援員が入ることで、最低限度の生活が保障される中でも、生活の質を上げたり、社会的孤立の防止、本人の変化に気づく機会をつくることができる。

事例 5

- 相談者:単身世帯(30代男性 保護停止)
- 支援概要:増収により保護停止。自動車の購入希望あり。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・収入増による保護廃止の見込みがあり、本人から不安が語られていた。
 - ・貯蓄ができていることが確認できた。「安い中古車でよいので車が欲しい」と話す際にも、自信が見られるようになってきた。
 - ・不安要素はお金のやりくりであったので、廃止しても大丈夫と判断できるぐらいに落ち着いてきた。

事例 6

- 相談者:母子世帯(40代 子1人 3歳 障害あり)
- 支援概要:就労しており増収による保護脱却を目指している。車の保有が認められたが経費の捻出に不安。自動車の保有、保護廃止後のシミュレーションを実施
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・「いくらくらいお金があれば、安心して生活ができるか」を具体的に示せた。
 - ・保護基準との関係ではなく、これだけの収入があれば、これだけ貯蓄ができる、何時間働けばこれくらいの収入になるなど、就労支援につなげやすいのではないか。
 - ・子育ての不安もあり、無理のない就労を続けることになったが、本人にとって有用な情報や支援ができればよい。

事例7

- 相談者:2人世帯(30代姉妹 精神障害者手帳所持)
- 支援概要:転居したばかり。2人で就労して保護脱却したい。脱却のための就労収入の目安を算出。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・支援員に「必要なものは買えばいい」と言ってもらい、最近中古のテレビを購入した。
 - ・これだけ収入があれば保護脱却して生活できると金額を提示されたため、本人も目標がわかった。
 - ・もともと就労意欲はあり、ハローワークに同行することになっている。

事例8

- 相談者:2人世帯(60代母、30代子 知的障害あり)
- 支援概要:母の年金受給により保護停止。子のA型就労支援事業所の給与と年金で生活できるか心配。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・使い道を書いておく封筒を使うことを紹介したり、年金の使い方を示してもらった。
 - ・保護を脱却したらどういう生活になるのか示し、そこから伴走していくというところで安心感が与えられるのではないか。
 - ・子も「支援員からも保護廃止になるのでお母さんを助けてあげなければならないと言われた」と自分でも話していた。「何かあってもいいように蓄えて、何かあったら家計の足しにしよう」と言っていた。

【出典】平成30年度 社会福祉推進事業
「生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査研究委員会報告」(グリーンコープ生活協同組合連合会)

モデル事業実施の事例からみえる「家計改善支援」の有用性及びその効果

- 「家計」とは、極めてプライベートな部分であり、生活保護制度の中でも、福祉事務所から指導や指示を行う対象とはなりにくいものであるため、これまでは、家計のやりくりを把握したり、支援をすることは少なかった。
- ただし、モデル事業の実施例を見てもわかるように、家計という専門性をもって、一歩踏み込んだ支援を行うことは、本人の生活の維持向上含めた自立した生活の構築に向けて非常に有用なツールとなりえる。

1) 本人にとっての効果

- ・本人自身の気持ちや行動が前向きになる
- ・将来を考えたり目標を持つという未来への志向性が生まれる
- ・日常生活の質の向上がはかられたこと
- ・自ら相談できる人可以できるなど、受援力(人に頼ったり、支援を受けることができる力)が醸成される

2) ケースワーカー(福祉事務所)にとっての効果

- ・家計の見える化がはかられ、家計に踏み込んだ支援が可能になる
- ・ケースワーカーにはできない専門的なかわりにより、ケースワーカーには把握できない様々な事が把握できるようになる
- ・生活保護を実施するにあたってのアセスメントや、支援方針の策定がよりの確にできるようになる
- ・本人の生活の質を高めることができる

- ・家計とは、ある意味ではその者の生活状況を数値化して表すもの。「家計の見える化」は、本人自身が生活上の課題を具体的に認識することができることにもなる。また、家計改善の効果は、手元に残る金額等として結果も明確に現れる。
- ・具体的なアドバイスや目標が示され、その目標を達成し効果を実感することにより、不安の解消、自信の回復につながる。
- ・また、現在の生活の安定が得られ、本人の希望等を踏まえた具体的なステップが示されることにより、将来を考えたり、目標を持てるといった効果も期待される。

(参考資料)

- ①生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査について
- ②「被保護者家計改善支援事業の実施について」

(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

<一部改正 (平成31年3月29日社援保発0329第4号)>

生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査について

調査目的

生活保護世帯出身の大学生等の進学に関する状況や現在の生活状況を調査、研究することにより、生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援を検討する上で、必要な基礎資料を得る

調査設計

調査対象	生活保護世帯出身で、調査基準日(平成29年4月1日)時点で、大学・短期大学・専修学校・各種学校に在籍している者のうち、生活保護世帯と同居している者
標本数	抽出数 4,504件 、調査対象者数 4,445件
回収数	2,025件(回収率 45.6%)
抽出方法	各自治体の福祉事務所のリスト8,806件(平成29年4月1日時点)から、学校区分や国公立・私立区分ごとに層化抽出

回答者属性

○在籍中の学校種類

大学	1,129	55.8
短期大学	162	8.0
専修学校	610	30.1
各種学校	124	6.1
計	2,025人	100.0%

○世帯類型

高齢者世帯	40	2.0
母子世帯	1,122	55.4
障害者世帯	118	5.8
傷病者世帯	212	10.5
その他世帯	423	20.9
無回答	110	5.4
計	2,025人	100.0%

○同居家族人数

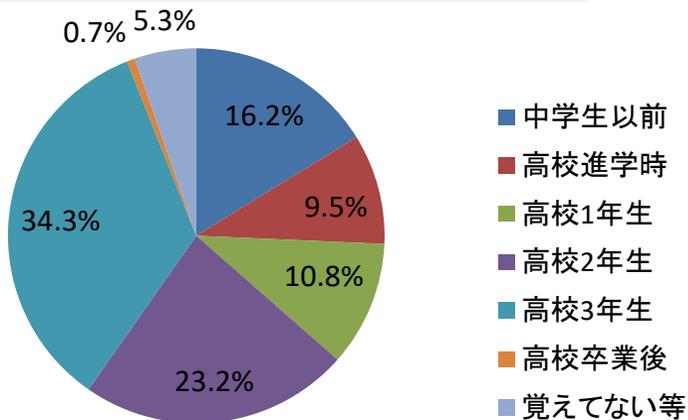
【単位:人、%】

1人	723	35.7
2人	744	36.7
3人	356	17.6
4人	118	5.8
5人以上	57	2.8
不明	27	1.3
計	2,025人	100.0%

進学時の状況

- 高校2年生までに約60%の生徒が大学等への進学を考え始めている。
- 主な進路相談者については、親が約65%と最も多く、次いで、学校の先生が約42%となっている。

大学等への進学を具体的に考え始めた時期

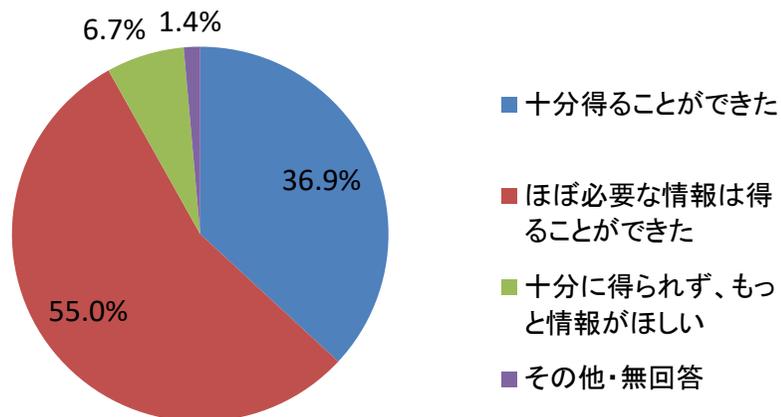


主な進路相談者(複数回答)・進学に関する家族の意向別

【単位:%】

区分	親	兄弟姉妹	学校先生	学校先輩	友人知人	自治体職員	その他	無回答
希望尊重・支援あり	71.3	3.0	40.4	1.6	8.7	1.8	1.9	0.1
希望尊重・支援なし	42.2	1.9	49.8	3.0	11.4	3.4	4.9	0.4
進学に関心なし	19.6	0.0	63.0	0.0	13.0	2.2	8.7	4.3
その他	55.6	2.8	52.8	2.8	8.3	2.8	5.6	0.0
無回答	25.0	0.0	21.9	0.0	6.3	0.0	0.0	56.3
合計	65.3	2.7	42.1	1.7	9.1	2.0	2.5	1.1

進学に関する情報収集取得度



進学に関する情報収集方法(複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
情報誌やインターネットを利用するなど、自分ひとりで調べた	65.9
親(祖父母等の家族、親戚)から話を聞いた	29.0
兄弟姉妹から話を聞いた	3.2
学校の先生や職員から話を聞いた	63.6
学校の友人、先輩後輩から話を聞いた	15.5
その他の友人、知人から話を聞いた	4.3
自治体の職員(ケースワーカー等)から話を聞いた	3.9
その他	6.2
無回答	1.1

進学時の状況(続き)

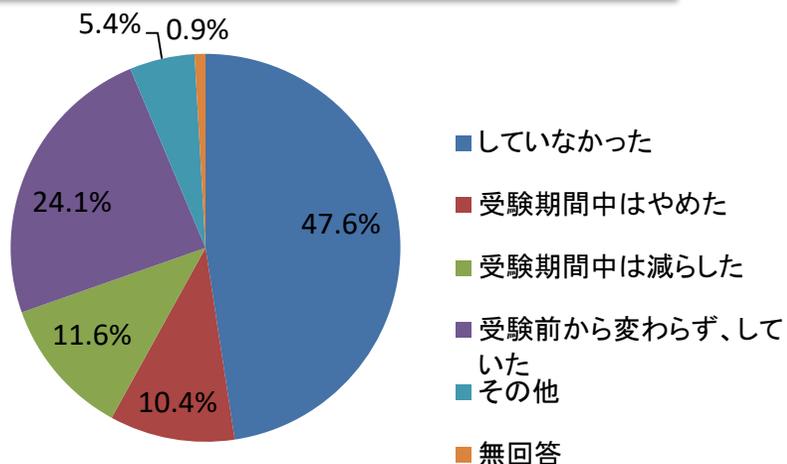
- 塾や予備校、通信教育を利用して受験勉強をしたのは約11%
- 約48%の人が、高校等に通っている頃のアルバイト収入を、進学のために使用

受験勉強の進め方 (複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
学校の教材を使用してひとりで受験勉強	60.2
無料の学習支援を利用して受験勉強	11.2
学校の教材以外に、参考書などを購入して受験勉強	27.0
塾や予備校、通信教育を利用して受験勉強	10.9
模擬試験を受けた	19.7
その他	16.8
無回答	2.9

受験勉強をしている頃のアルバイトの有無



現在の進学先を選んだ理由 (複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
自分の学力を考えて	28.6
学びたい学部・学科・専攻があるから	62.1
就職実績(就職率・就職先)が優れているから	26.0
通学しやすいから	19.3
学校の理念や校風にひかれて	6.6
資格や免許が取れるから	42.8
経済的な負担が少ないから(学費が安いから)	21.1
部活動やサークル活動が活発だから	2.2
家族・先生・知人に勧められて	10.7
推薦入学があったから	18.3
その他	3.4
無回答	1.1

高校等に通っている頃のアルバイト収入の使い道は (複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
私立高校の授業料のための費用	6.3
クラブ活動、修学旅行のための費用	16.9
進学のための費用	48.3
家計に入れるための費用	24.1
遊興費、自らのお小遣い	57.3
その他	10.4
特に使い道は決めていなかった	5.5

進学時の状況(続き)

受験や入学にかかった費用(項目ごとに聞き取り)

【単位:千円】

区分	項目	平均金額
受験	受験の教材	17.6
	受験料	44.8
	受験のための交通費・宿泊費	4.8
入学	入学金	278.7
	入学時の準備経費(入学時の衣類・鞆等)*	97.3
合計		444.8

- * 入学時の準備経費は以下の経費を合計したものの。
「パソコン」、「電話機」、「通学用の自転車等」、「入学時の衣類・鞆」
* 平均金額については、回答が「0円」となっている者も含めたものである。

受験や入学に要する費用の準備方法(複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
すべて家庭(親等)が準備した	25.6
すべて自分がアルバイト等をして用意した	13.0
家庭(親等)と自分で準備した	25.2
金融機関から借り入れた	4.9
奨学金を利用した	60.0
生活福祉資金(就学支度費)を利用した	21.5
その他	6.5
無回答	1.1

生活状況

学生の年間収入状況

【単位:千円】

区分	本調査	JASSO調査
家庭からの給付	55	1,181
奨学金	1,077	385
アルバイト	637	356

- * 本調査のアルバイト収入は、1月あたりの収入額を12倍して算出。
* 各項目の金額は、これらの収入がない者も含めた平均値である。
* 本調査の各項目の金額は、収入があるが、金額無回答の者は、平均収入額と仮定して算出。

授業料や修学費等の年間必要額

【単位:千円】

区分	本調査	JASSO調査
授業料	839	922
その他の学校納付金	103	124
修学費	69	46
課外活動費	—	36
通学費	89	65
合計	1,110	1,193

- * 本調査では、「課外活動費」について調査せず。
* 各項目の金額は、これらの支出がない者も含めた平均値である。

注)本調査は、大学、短期大学、専修学校、各種学校の自宅生を対象としているが、今回参考としている、日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」(JASSO調査)の値は、自宅生と自宅外生を含めた大学屋間部の学生の平均値のため、単純な比較はできない。

生活状況

- 生活保護世帯出身者の大学生等は、JASSO調査と比べて収入に占める奨学金とアルバイト収入の割合が高い。
- 出身者の奨学金を利用している割合(約87%)は、JASSO調査(約49%)に比べて高い。

注)本調査は、大学、短期大学、専修学校、各種学校の自宅生を対象としているが、今回参考としている、日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」(JASSO調査)の値は、自宅生と自宅外生を含めた大学昼間部の学生の平均値のため、単純な比較はできない。

【単位:人、千円】

奨学金受給状況(複数回答)

【単位:%、人】

区分	本調査	JASSO調査
利用している	86.5% 1,752人	48.9%
【内訳】		
貸与型	68.8 1,205	
給付型	8.7 151	
生活福祉資金	14.1 247	
不明	21.5 377	

奨学金等年間受給額 ※利用者平均、複数回答

区分	利用者数	受給額
奨学金等全体	1,375人	1,194千円
貸与型奨学金	1,205	1,164
日本学生支援機構奨学金	1,130	1,155
その他奨学金	152	646
給付型奨学金	151	377
日本学生支援機構奨学金	44	156
その他奨学金	109	460
生活福祉資金(教育支援資金)	247	738

奨学金等の年間受給額の分布(無回答除く)

【単位:上段:人、下段:%】

合計	利用なし	50万円未満	50~75万円未満	75~100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200万円以上	奨学金平均額(*)
1,943人	191	127	285	138	838	188	176	1,077千円
100%	9.8	6.5	14.7	7.1	43.1	9.7	9.1	

*奨学金等を利用しているが、金額等について回答していない者については、奨学金等を受給している者の平均受給額1,194千円と仮定。

大学等の授業料減免制度の利用(平成29年度前期分)

【単位:上段:人、下段:%】

種別	合計	全額を受けた	半額以上全額未満を受けた	半額未満を受けた	申請したが不許可になった	申請しなかった	大学等に減免制度がなかった	無回答
全体	1,731人	136	43	105	127	591	603	126
	100%	7.9	2.5	6.1	7.3	34.1	34.8	7.3
国公立	159人	93	5	4	4	30	21	2
	100%	58.5	3.1	2.5	2.5	18.9	13.2	1.3
私立	1,572人	43	38	101	123	561	582	124
	100%	2.7	2.4	6.4	7.8	35.7	37.0	7.9

生活状況(つづき)

- 住宅扶助費が減額になったことによる引っ越しの有無については、「引っ越しの予定はなく、検討もしていない」が約57%と最も多い。
- アルバイトに従事している割合は、生活保護世帯出身者とJASSO調査に違いは見られない。
生活保護世帯出身者は、平均して月14日アルバイトしている状況。

注)本調査は、大学、短期大学、専修学校、各種学校の自宅生を対象としているが、今回参考としている、日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」(JASSO調査)の値は、自宅生と自宅外生を含めた大学昼間部の学生の平均値のため、単純な比較はできない。

世帯分離により住宅扶助費が減ったことが原因で家族で引っ越したか

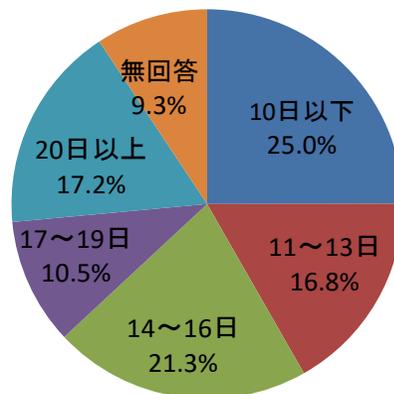
【単位:上段:人、下段:%】

合計	引っ越しをした	まだしていないが、近いうちに引っ越しをする予定	予定はないが、現在検討している	引っ越しの予定はなく、検討もしていない	無回答
2,025人	210	127	421	1,165	102
100%	10.4	6.3	20.8	57.5	5.0

アルバイトの従事状況

【単位:%】

区分	本調査	JASSO調査
従事している	83.3	83.6



アルバイトの
1ヶ月平均従事日数
(授業期間中)

平均従事日数 14日

授業出席の割合

【単位:上段:人、下段:%】

合計	0割	1～3割程度	4～6割程度	7～8割程度	9～10割(全出席)	無回答
2,025人	8	18	97	540	1,331	31
100%	0.4	0.9	4.8	26.7	65.7	1.5